

京都支部全国区代議員(評議員)候補者・地方区代議員(代議員)候補者の選出規定

- 第1項 次年度全国区代議員(評議員)を京都支部から推薦するに際し、京都支部全国区代議員(評議員)は5名以上の候補者からなるリストを作成する。3名以上の支部所属会員連名の書状により推薦(自薦を含む)があった支部所属会員はこのリストに含めなければならない。推薦には署名捺印を必要とする。
- 第2項 前項のリストは、所属機関のバランス、当該候補者の都合等、諸般の事情にできる限り配慮するものとする。
- 第3項 上記のリストに挙げられた候補者に対し、郵送による3名連記による投票を行い、投票数の順に従って定員分を支部選出全国区代議員(評議員)候補とする。得票が同数の場合には未経験者を上位とする。経験が同じ場合には年少者を上位とする。
- 第4項 全国区代議員(評議員)候補者に支障が生じた場合、次点者を繰り上げるものとする。
- 第5項 全国区代議員(評議員)候補者が決定した後、第1～4項と同じ要領で地方区代議員(代議員)の選出を行う。ただし地方区代議員(代議員)の候補者リストは定員数より多く且つ6名以上からなるものとし、投票は定員数と同数名連記とする。
- 第6項 全国区代議員(評議員) 地方区代議員(代議員)ともに、再任は妨げないが、連続年度にわたる場合は2期までとする。

補則

- 第1項 投票に際し、候補者リスト外の票でも支部所属会員であれば有効であるものとする。
- 第2項 全国区代議員(評議員)候補者および地方区代議員(代議員)候補者推薦の期間は、「数学通信」等適切な方法により京都支部会員に通知する。
- 第3項 この選出規定に著しい不具合が生じた場合には、京都支部選出の全国区代議員(評議員)が中心となって、すみやかに是正変更する。

2021年11月30日改定